

## 近江商人野田六左衛門家の家訓と店則

末永國紀

近江商人野田六左衛門（金平）家には、経営全体にかかわる年次の明確な家訓として「家訓 家事改革秘書」、店則として「店人心得書」がある。<sup>①</sup>現在、滋賀県日野町史編さん室に寄託されている。前者は文末の注記によって、文政一〇年（一八二七）十一月晦日に三代目野田金平によって書かれたものを、明治時代になってからあらためて家訓として制定したものであることが分かる。残存しているのは、罫線のある紙に綴じられた写しである。筆写と家訓制定の年次は不明。後者は明治一七年（一八八四）一月に定められた店則である。

二つの史料の解題を述べるに先立って、野田六左衛門家の概要を行論に必要な六代目までの事跡として記しておく。野田六左衛門家は、近江国蒲生郡野田村の出身である。初代野田金六は奉公していた高井作右衛門家から宝暦三年（一七五三）に別家を許され、上野国碓氷郡板鼻宿に酒造業の十一屋六左衛門という店名の出店を開いた。爾来二六〇年余、酒造業に従事してきた。以下において、本家とは野田村のことであり、本店というのは板鼻宿出店のことを指す。

二代目金平は初代の娘婿として家業を継いだ。文化三年（一八〇六）の酒造石高は五〇〇石であり、二代目の時代には出店付近の安中藩や高崎藩に大名貸しをおこなうまでに成長した。

三代目金平も娘婿として家業を受け継いだ。乗合い店方式によって、板鼻宿の周辺に出店の改廃を重ねた。文政五年正月に板鼻宿店からの出火によって酒蔵を残らず焼失する打撃を受けた。その後再建に努め、板鼻宿出店のある地域の事情を考慮した経営を続け、文政十一年に没した。

四代目金平は、三代目の長男である。放蕩にふけて本業を疎かにし、押込め隠居の処分を受けるにいたり、弘化三年(二八四六)に実弟が代位して五代目金平を継いだ。五代目はよく家勢を挽回した。明治になって二つの名前を名乗ることを禁じられたので、店名の野田六左衛門を名乗るようになった。

五代目の長男である六代目野田六左衛門は、明治十二年(一八七九)に一九歳で当主となった。家業の拡張を図って、三重県カの神戸や、兵庫県の西宮、大阪、東京にも店を開き、明治三五年に没した。

「家訓 家事改革秘書」は、全五〇箇条からなっている。商家の当主を中心にした経営陣を構成する人々を対象にした家訓である。各々の箇条には数字が付されていないので、内容紹介の便宜上、(一)によって数値を与えて箇条書きの態をとった。

第一条―第三条は、当主の心構えである。富家に生まれ合わせたからといって、世の中を楽しんで暮らそうなどという甘い考えは家衰亡の元である。先祖の勤功の余徳で暮らしが成り立っているのも分らずに、当主が家業に疎かつたならば家の仕事を他人任せにすることになり、利益を失うことになるとの警告である。

第五条では、家内の頭に立って、慕われながら部下を率いていくには、人の道に叶うように正路篤実であることが必要であるが、そのような立場に立てば資産の乏しさを感じこそすれ、遊興心など浮かぶはずもない。

第六条は、年若の相続人であっても、家業の上達を図り、若年ながら壮年の心持をもってことに臨めば、自ずと胆力を鍛えて思案もできるようになり、その上で家業ばかりでなく世事にも通じるようになれば、一人前の役立つ人物になることができ、将来は安泰であると教える。

第七条は、家業を怠ることへの警告である。家業を怠れば、家法は乱れ、不実の誹りを受けるようになる。大家の乱れを建て直すことは容易ではないので、悪事は小さいうちに改め直すことである。

第八条は大金を損失した場合の心構えである。性急な穴埋めを狙わずに、正路順道を守りながら自然の回復を待つことである。

第九条と第十条は、読書、習い事や趣味に関する留意事項である。これらのことは、人前に出ても臆することのないように修養のためにするのである。それにかこつけて、遊民の群れに馴染んではならない。なによりも家業に精通することが第一であり、決断を早くできる役立つ人間になることを目指し、身分に差し支えない程度に諸芸をたしなみ、幅広い素養を身につけることで奥ゆかしい人柄ができるものである。

第十一条は繁華な場所への出入りについてである。そうした場所へ出かけて様々な事柄を見聞するのは、物事の内情と大意を知ることによって、自身の決断の参考とするためであり、華美に浮かされて我が家の衣食住に不満を感じるようではとんでもない心得違いである。繁華などところへの外出の際は帰宅時間を守り、家人にいらぬ心配をさせぬような慎みが必要である。

第十二条は、主人が外面を飾ることのみに金銭を費やし、義理を軽んじるようになっても、部下は主人に対して諫言し難いものである。主人の側も豪家自慢から諫言も耳に入らないようになり、勢い仁義の道に背くようになるのは恥すべきことである。

第十三条〜第二十八条には、儉約の勧めと奢りの戒めに関する条項が並んでいる。

第二十九条は、当主のあり方である。主人といっても最初は実力のともなわない虚名であり、その席は借り物にすぎない。家内への主人の支配力の不浸透による損失は計算できないほど大きいので、主人役が十分に勤まり、主人役が立派に果たせるように心がけることである。

第三十条では、主人が業務に精しくなければ、部下を下知できないし、部下の勤怠も目に入らず、賞罰も正しくなく、勤功を認めることも少なくなるという。だから主人は実力のある主人として諸事について達人と見なされ、隅々まで目が届くようでない

ばならないという。

第三十一条、第五十条は、再び主人としての心構えを説く禁止条項が並んでいる。ことに臨んで柔弱であること。その時々気分を表情に出すこと。虚言を言うこと。安請け合いすること。言語を飾ること。約束を守らないこと。勤功賞美の際の長口上。過剰に卑下すること。我意を張ること。これらの注意事項と並んで、家業永続の観点から儉約と奢りについての条項が重ねて論じられている。

「店人心得書」は、六代目野田六左衛門の時代に制定された。制定の時期は、明治一七年（二八八四）という松方デフレによる不況の真最中である。店人、すなわち支配人以下の従業員に対する店則であり、綱紀肅正の意味合いがあったと考えられる。全部で一四箇条からなっている。

第一条は、政府の法令を守ること、という江戸時代同様の法令遵守事項である。

第二条は、互いの間での金銭貸借の禁止。

第三条は、自分商いの禁止。

第四条は、商用で店から金銭を持ち出す際の注意事項。

第五条は、店員と酒造業に従事する蔵人による給料前借の規定。

第六条は、店員の自宅への送金や送り荷は、本家を通すこと。

第七条は、金銭出入帳の記帳についての留意事項。

第八条は、月々報告は、翌月の三日までに本家と本店に報告すること。

第九条は、本家と本店への報告は、営業関係のみでなく異事珍事までも細大漏らさず記帳して、月に二回は提出のこと。

第十条では、本家主人や本店支配人の店回りによる帳簿点検に備えて明瞭な筆跡で記帳し、その際は隔意なく相談すること。しかし、支店支配人たるものはすべてを本家や本店に依存するのではなく、自主性をもって一身に支店経営を引き受ける心がけが望ましい。

第十一条は、印鑑の取扱いに關してである。支配人の押印は主人の実印に等しいので、鹿略にせず慎重の上にも慎重であること。

第十二条は、酒造に關する規定であり、酒造中は店従業員であつても遊芸を慎むこと。

第十三条は、わざわざ遠国へ出店をしているのは、本国に妻子を養う産業が乏しいからである。やむをえない遠国出稼ぎは鍬鋤をもって田野で働いているのと変りない。だから奢侈に流れず質素儉約に努めなければならない。分不相応の所持品が見つければ取り上げることにする。

第十四条は、店のなかで良くないことを見聞したならば、傍輩だからといって庇い合うことをせず、意見を加え、そのうえで聞き入れない場合は帳場へ届けること。

#### 凡 例

- ・ 原文には適宜「」を付した。
- ・ 漢字は常用漢字を用いた。
- ・ 変体仮名は現行のひらがなに改めたが、而、江、之、尔についてはもとの字体のままとした。
- ・ 誤字と思われる場合でも、原文のままとした時はママを付した。
- ・ 史料番号は、滋賀県日野町史編さん室の整理番号である。

註

(1) 他には、高崎支店に関する店則である「高崎支店改革議定書」(明治一四年二月)がある。

本稿は、平成二十二年度私立大学等経常費補助金特別補助高度化推進特別経費大学院重点特別経費(研究科分)による研究成果の一部である。

「家訓 家事改革秘書」(※148)

一 (第一條) 家事業体之執斗ひ、全く疎略之儀致間敷存居候而、不斗ふ行届尔相成候次第ハ、家得<sup>マツ</sup>手厚く思ひ、当時差支へ無之故、自身家業を覚得励み可申儀尔及はず、何様之立廻り致し候迎、今ハ誰尔制せられ恐るべき人なしと存るの志し、幽カル有之候気味より油断と相成、我独りの家得と心得候故、至而富家と相見へ少々私用尔遣ひ減らし候迎、左のミ障りニも相成間敷、手厚き禄尔産れ合ひたる所詮尔ハ、少しハ世を喜んで暮さんと存る思ひより気緩ミ、古格家法を崩し、氣隨之好み、不執斗ひの品々、世間の詠め富家の風聴<sup>フウキョウ</sup>と相成候事

一 (第二條) 先祖勤功の余徳ニて相替らず押立有之候儀を忘却致し、未熟不勤めニても相替る事無き家得之様心得違ひ致し、凡そ十ヶ年以來第一之家業懈怠ニ相成、数年之損失大造なる金高と察せられ候、譬へハ作男召抱へ亭主作方不案内尔て下知差図得致さず、下男任せ尔致し置、田畑荒らし作と相成、取実無之道理、家業向迎も右と同前之儀、主人鈍く未熟尔て数年手代任せ尔致し置き候、仕方緩ミ手代の勤疎く勢ひを失ひ、年々の利益を失ひ可申候

一 (第三條) 金銀有之候迎、世を楽んて暮さんと工ミ存るハ金之徳を見過ぎ金の能を不知事尔候、大体苦之世界なれば十尔九ツ苦世話の事而已なり、漸々一ツ二ツも氣尔叶ひたる事の可有之哉、金尔て調ひ候事も十之内二ツ三ツも助け尔可相成哉、世

の有様弁へざるゆへ楽まん事を工ミ成し候とも物毎手広ニ繁くなり候まで尔て仕損じ多く、却而心苦基と相成可申事

一 (第四条) 古来仕来り候家法ハ自然之道理尔相立有之候事尔て、一応之詠め尔ハ仮令非なりと存候共、軽々敷新例を立改むべからず、数試ミ老後之上、得と見定メ候テ改正可致事

一 (第五条) 家内頭と立用ひらる、訳ハ、業体用向行届嚴重尔相勤り候上之事ニ候、且ハ家内誰々尔も配下之者までたより尔思はれ頼られ候様、和融仁義を専らニ、目下之者を憐ミ、有徳尔暮す所詮尔ハ正路篤実尔世を渡らんと、順道之斗ひを心懸け候ハ、家柄尔応じ遣ふへき金子不足尔て、心底尔任せざるもの尔て、家禄手薄尔見へ申すべく、中々遊び奢り之心ハ発り申まじく候事

一 (第六条) 若年之時ハ嚴重尔勤りかたくなと申儀候へとも、其人之身分之訳柄尔より申すべく候、且ハ時節之振合ニも応じ候事尔て、家業勝達致し慎而可相勤之相続人尔候、先づ若年を壮年之心持尔改メ候ハ、氣も臍之下尔治り、思案も可有之儀ニ候、勿論業体世事用向人情致し勤得候而一々差支へ無之、用足り候人物となり候而、生涯氣楽尔世を渡り、其上老後之楽ミと致し可然事

一 (第七条) 猶相止まずして自分之見識腹不定虚々懈怠ニ暮らし候ハ、弥々家法乱れ業体次第尔衰へ手薄尔相成、却而世間は手広尔なり、外之詠メと自分之身分とハ拔群の相違となり、心氣を痛メ後悔致し不実之唱へを受候儀、是皆家内頭之難儀と相成候、大家之乱れ候ハ容易尔立直るまじく候、左様相成らざる内、前以備へを革正申すべし、諸事尔惡癖深く染込む時ハ、自分心付き候而改メ度存候とも、中々直り難きもの尔候故、速尔革正可申事

一 (第八条) 大金之損失致候時ハ、不斗ひの誤りを押し隠し、恥を雪かん為メ尔逆、我意を以必らず性急之工ミを企ツべからず、自今以後ハ行状正しく有来り之業体を励み、猶以正路順道を守り、自然を相待候而可遂本懐候事

一 (第九条) 讀書芸事心懸習ひ候用ハ、他人之中へ出て不臆用向、和して応対之助け尔も致すべきの為メ尔候、然る尔芸尔事寄

せ朋友と遊民之党を結び、稽古ハ未熟ルテ奢リ尔落入リ、日々之費ハ増長シ無益の事ル凝リ偏リ気高ぶり、浅謀ル人を無風雅俗物など、掠メ侮リ、却而人尔悪ミ憎まれ、重たる業体用向は応対不調法尔相成、不通用の人と成行き候、賈人尔風流など申儀無之候へ共、其上下の身分尔より觉得候尔しくはなく候、然とも大体先ツ家業用向専一尔勤メ、正路尔理非の決断速尔分り用足り候人と相成、其上業暇尔悪遊ひ尔落入らざる為メ、且ハ重役を丹誠尔勤る其氣を養はん為メ、尤も身分の障り尔不相成芸を樂しみ可申事ニテ、其前後次第を取違ひ申間敷事

一 (第十条) 奢りもの異人遊民の類ひと、また風雅多能との取り誤り有之候事ルテ、人中へ出、差支無之様常尔心掛け聞置き、物尔立入たしなみ有る人ハ表付通俗の人尔見へ候へ共、自然奥ゆかしきもの尔候

一 (第十一条) 繁花の場所へ参り品々之事を見聞候、用ハ貴賤夫々丹誠の勤を感じ、且ハ凡て水ナ上ミ物の締メ括りを聞き、大意を知り候而、自身之用向理非決断の助け尔も可致儀尔候、然るを目の付処違ひ候故、田舎住ひ之自然を忘れ、場所之栄花奢り而已見習ひ、場所ずきと相成、住所を賤しみ、我家之衣食住を不足尔思ひ候様成行き候ハ、以之外之心得違ひニ候、家を治る人ハ、第一内を明けざる様守り可申、他出致候時ハ内尔心を残し、時刻違へず帰り常々行儀正しく致し、他行之節ハ家内之人案じ疑はざる様可相嗜事

一 (第十二条) 気性高ぶり身尔奢り付き、艶飾りニ長じ、気色見体のミよく、内実ハ薄情尔成行心底賤しく、我一人の好み尔金錢多く費し、義理憐み吝く成り、内外治り難く候、下々逆も大様方ハ人恐れ厳しく異見申者無之候、仮令諫争申人有之候とも、通例之身分とハ違ひ候と豪家自慢の心有之候もの尔て耳へ入りがたく、且ハ一応諫争を感る体尔候へ共、実尔心尔徹し即座尔改心無之ハ、仁義の道を守る志しの無き故尔候、我心底可恥入事

一 (第十三条) 諸事を勤る人用、皆家業を励む上より致し出つることルテ、仁義を守る基ハ家業を丹誠尔勤る事と儉約を致し候事肝要尔候

一 (第十四条) 当時若年故諸事見習之事ルテ、假令難行届事有之候とも、律儀ル相勤候ハ、行義の正き人々感じ恐れて内外服し治り方別条有間敷事

一 (第十五条) 国元之暮し方、大小之次第有之候とも、各々無業故儉約專一ル可致事

一 (第十六条) 儉約ハ先づ自身之事ル金錢を費す儀を減し、身持を改め可申、其勤方神妙なるを内外之人感じ候様、辛抱仕遂げ可申事

一 (第十七条) 儉約ハ我心の取締りルて必らず他言口外可致儀ル無之候事

一 (第十八条) 勿論費を省き經濟を用ひ候儀ハ、物の冥加を知り候道理、且ハ時節柄之掟ルも叶ひ候儀ルて、損益を巨細ル氣を付け精々始末可致事

一 (第十九条) 儉約中ニ候迎、卒カル家内勝手向微細ル目を付け、内外厳しく制し、吝惜之筋ル当り候ハ、不和合ル相成、却而大きな災い出来可申事

一 (第二十条) 儉約ハ經濟と等しく候而、無益之雜用を省き事マカを少く報斗マカひ候事ルて、実意義理を欠き候仕方ルハ無之候、急度可相弁事

一 (第二十一条) 十之身上を二分五厘ル法を立、心ルも行ひも二分五厘を定矩と致し、外より内を詰る様心得、影日向なく儉約を守り、必らず世間の義理を缺くべからず、人情ル行きわたり世を正直ル渡り經濟を專一に、事を少く斗ひ、其上実意を以身分ル叶ひ可申たけハ正道之利を以人を助け、大様ル斗ひ候様心得候而、災ひ無之安心ル候、經濟を用ひ候而事繁げからざれば、生涯心配少なく身の養生ルも相成候、只安心を楽しみと心懸け申べき事

一 (第二十二条) 常綺羅と申テ常々奢るべからず、衣服手道具住居食事等常と臨時の分を可致事

一 (第二十三条) 富家之人奢る時ハ忽ち甚しく目立世間広く成り、再び約カルなり難く、中以下の人奢り見習候ハ、衰微いたし、

身上立直り難く、近親配下の者へハ主人自身儉約いたし見真似風俗押うつり候ハ、何より之厚情ニ候、一言のことは尔も儉約之意を含み、其上応変の咄しを可致事

一 (第二十四条) 儉約ハ自分の身を詰め、内の暮しを奢らざる様可致事

一 (第二十五条) 家内の暮し方と世間の付合連続致し候様可相斗、凡そ人ハ愚か者ハなし、智の早きと遅き之違ひ、皆人賢き者と可相心得事

一 (第二十六条) 儉約を他へ及すべからず、表へ顯すべからず、外へ出て人付合致し候時も、家内へ人を受け候節も、儉約中尔候並、鹿略之あしらひ致間敷、猶以丁寧尔心付、懇尔付合可申事

一 (第二十七条) 花麗尔ハ致し易く、暮しハ緩ミ安く候、儉約を上手尔用ひ候ことハ至而仕難きものと相心得、諸事尔氣を付け可申、儉約ハ善事、吝惜ハ悪事と心得可申事

一 (第二十八条) 家事改革ニ付、儉約尔心付候ハ、第一自身の身持を正しく相改め、家業渡世尔精心を入れ申すべき事

一 (第二十九条) 先祖より家得を譲り受候とも、主人役勤可申ハ借りもの、如く、我物尔不相成道理尔て、家内頭と唱へ候も虚名尔候、支配不行届ハ年分之損毛幾斗り哉算へ難し、何卒其役全く備り、世間通用之利に賢く大丈夫尔臆せず、決断速尔執斗ひ相成候様、急度其家相当之主人役無滞相勤り、実の主人と被為相成可申事

一 (第三十条) 主人業体尔味ければ、士卒尔下知仕難し、手代之懈怠も励も目尔見へざれば、賞罰正しからず、勝利勤功も少く候、未熟尔て其役尔居候而諸事尔差支へ、生涯心苦多かるへし、大イ家之主人ハ諸事達人と申ほど尔あらざれば、隅々迄行届きがたく、主人鈍けれハ士卒も次第尔疎くなり候而、終尔勢ひを失ひ申すべし、深く思案可致事

一 (第三十一条) 大家之人ハ、富家栄花之付合ひと詮なき雜用向尔年月を費し、人品挨拶柄押出しの見体而已宜しく候而、事尔臨ミ鈍き柔弱之形尔て用立兼候事

一 (第三十二条) 慈悲柔弱勸弁を表へ顯すべからず、泣もろきと見らるゝ、ハ大イなる瑕尔て、凡て人応対の障り尔成り候、大體人心富家の方ハ無差別尔施すものと斗り心得居候もの尔て、且ハ有得之方へハ付ねらひ利を得んと工み迎ふものなり、其用心致すべし、不順尔人を憐むハ却而道尔背き申べし、正道之利を以斗ひ候事故、人々平等尔悦び候様尔ハ致かたく候、先づ表ハ理非ニ賢く直ニ苦ミを含み氣しき強く見せ候事、佞人諂らひ者を近付けざる様厳しく有らせ候而、内心尔は我及ぶだけ人を助けんと精々尔察し、思ひ遣り申すべし、何れの所尔も貧家ハ多きもの也、富家の付合不調法たりとも貧家の人を上手尔付合ひ、多くの人を服させ候様心得候儀、富家尔暮す人の嗜みの肝要たるべき事

一 (第三十三条) 言語尔応變場合之虚言申すべからず

一 (第三十四条) 容易尔物を受合ふべからず

一 (第三十五条) 言語尔艶飾りを申すべからず、四方山の話説と用談と混雜致すべからず

一 (第三十六条) 凡て大イ家の人尔於テ約を違へ候ハ、不似合之事尔て可相嗜事

一 (第三十七条) 人の勤功を賞美致候時、言語尔て永々と演べ候ハ宜しからず候、心尔て感賞致し候ハ、程能く通し可申事

一 (第三十八条) 高ぶり候ハ奢り之甚しき尔て相慎しむべし、然れとも余り卑下致し候ハ見苦しく候、謙退尔も一段とか二段とか程之可有之事

一 (第三十九条) 決断と申事ハ、氣を柔和尔深く思慮致し、利ハ是尔限ると至極の処尔定むるを決断と申す事尔候

一 (第四十条) 輕率尔我意を以定メ言ひ募り候ハ、我情と申事尔候、決断と我情との心得違ひ致間敷候事

一 (第四十一条) 人応対ハ氣永尔柔和專一尔相心得、決断ハ速尔可致事

一 (第四十二条) 家得家格を便り尔人尔用ひらるゝ、ハ、実の主人尔無之故、人徳を感じ人々服し候様相嗜み可申事

一 (第四十三条) 左程六ヶしき勤メ難き儀尔も御座有間敷候、只心を篤実の処尔居き候様可致事

- 一 (第四十四条) 家業勝達ハ只心を入れ候迄ルテ、自然尔獲得致し可申事
- 一 (第四十五条) 有る上ルも渡世を励み、儉約を守るハ欲心之深きと申すハ大イなる誤りルテ、主人の下知行届丹誠尔励テ漸々昔尔替る事なきものなり、凡家得ハ半バ家尔有り、半バ人尔あり、勿論自分の力無之候てハ人の力も借り難し、大イ家の主人ハ猶更達人と申す程尔無之而ハ、隅々まで行届がたし、主人鈍けれバ士卒自然と疎く成り、終尔勢いひを失ひ可申事
- 一 (第四十六条) 富家尔して儉約を守る事仕難し、艱難せずして人情尔よく立入、業体尔手をおろさずして、尤も要メ締メク、りをよく知て、士卒尔下知行届かせ候事、甚以難致候へとも、右様無之而ハ数年之損益興廢全く主人独りの優劣次第尔候事
- 一 (第四十七条) 世間の盛衰を見候尔、多くハ無益之事尔凝り偏り奢尔長し、家業未熟尔致し、人応対尔鈍く、世事尔疎く候より衰へ可申事
- 一 (第四十八条) 賈人の商ひを怠り、奢りを見習ひ、主人行状之正しからざるハ、何様の豪家たりとも危く候、儉約ハすべき事を致さずと申儀尔無之、儉約道を守る事と心得可申事
- 一 (第四十九条) 改革ハ新例を立る儀尔ハ無之、数年之誤りを今般改メ直すと申事二候
- 一 (第五十条) 偏尔慎ミ勤て家業を繁昌致させ質素儉約を守り、其上斗らす損失有之候共、猶以正路篤実尔業体相励み候ハ、天理尔相叶ひ可申道理、其損愈へ可申事ルテ、永統疑ひ御座有間敷事

文政十亥年十一月晦日

右ハ第三世秀貞君之遺書ニシテ、我々子孫ヲ訓戒セラレタル事、至レリ尽セリ、依テ今更メテ吾家ノ家訓トス、我カ一族タル者、常ニ服膺シテ背カサランコトヲ期スベキ者也

「店人心得書」(148)

第一条 御政令之旨厚ク相守可申事

第二条 金錢融通貸之儀、親疎ヲ問ハス一切相断可申事

第三条 店人相互ヒニ金錢貸借物品売買、又ハ一己之私リヲ貪リ、私ニ他之商業ヲ営ム等之儀ハ勿論、仮令店用タリトモ本家又ハ本店之指揮ヲ受ケス、猥リニ本業外之商業ニ關係候儀、堅ク禁止候事

第四条 支配人其外トモ他行之節、金錢持出之儀、仮令一時之事タリトモ無帳合ニテ持出スヘカラス、必ラス同勤之内立会人帳之上、持出可申事

第五条 店藏人モ給料先キ貸、一切相不成候、若シ給料之内借用致度節は、其入用筋明白ニ帳場江申立、店人ハ支配人、藏人ハ杜氏之許シヲ受ケ、借用可致候事

第六条 店人私宅入用送り金之儀ハ、総テ本家取次、又ハ為替ニ相頼可申候、私宅へ直キ送り之儀、一切不相成候、荷物モ同様相心得、可成他之疑惑ヲ受ケサル様相心掛ケ可申候事

第七条 日々出入勘定之儀ハ、其日之締メ括リニ付、大切ニ相心得、有金錢等一同立合之上、入念ニ取調可申事

第八条 毎月々々報告ハ、必ラス翌月三日迄ニ調製シ、本家并ニ本店へ尅通ツ、差出可申候事

第九条 本家并ニ本店江文通之節ハ、商業上之景況及物価等ハ勿論、其他異事珍事等無洩相認メ、少シクモ毎月二回宛差出可申事  
主人又ハ本店支配人見廻リ之節ハ、諸帳簿等検査可致ニ付、平常相心懸ケ明瞭ニ記載シ置クヘシ、且何事ニ限ラス総テ留意ナク相談可致候、然レトモ支店支配人タル者、万事本家又ハ本店へモタレ候儀、不宜候、其身一己ニ引請ケ配慮之儀肝要ニ候事

第十一条 印形取扱之儀、大切之儀ニ付、鹿略之取扱申間敷候、殊ニ支配人其他主人代理トシテ調印ニ候節ハ、主人之実印ト同様之儀ニ付、趣意不分明ナル書面、又ハ白紙ニ押用シ、或ハ他人江委託スル等之儀、堅ク相慎ミ可申候、若シ実印押用候節、其書面之主意篤ト相弁シ候上、逐一日記帳等へ記載可置

第十二条 醸造中ハ毎日出糶取寄セ、店内相互ヒニ吟味合ヒ可申候、上ケ船有之候ハ、日々喇酒致シ、無間断入精可致候、且又夏日ニ至リ候ハ、酒火足無意注意可致候、将又酒造中ハ店セ方ニ於テモ万事ニ相慎ミ、総テ遊芸ケ間敷儀、一切不相成候事

第十三条 近来奢侈之風俗世間ニ流布シ、若年之者遊惰之悪弊ニ陥リ候儀、深ク歎クヘキ事ニ候、元来吾レ々故国ヲ去リ、遠ク他国へ出店致候原由ハ我等カ故国ニハ妻子眷属ヲモ育ムヘキ生産ナキユヘ不得止遠国江出稼キ致候儀ニ候、畢竟農家之鋤鋤ヲ携へ田圃ニ出テ候ト同根之心得ニテ、我等身分之本原ヲ篤ト相弁へ、今後質素儉約ヲ相守リ無奈念業体一途ニ勉励可致候、若シ右訓戒ヲ忘却シ身分不相応ノ衣類物品等ヲ取持スルモノ有之候ハ、直チニ取上ケ可申事

第十四条 総テ店之為方不宜事見聞乍致、傍輩之儀理ナト、相心得、互ニ藏クシ合ヒ候儀、甚タ心得違ニ候、藏クシ置候へハ其者猶々相募リ終ニは大罪に陥リ可申候間、聞及次第急度異見ヲ加江、尚不相用ニ候ハ、速ニ帳場江申出ヘク候事

右箇条之通、一同堅ク相守可申者也

明治十七年

第一月

(すえなが くにとし・同志社大学経済学部)